令和２年刑（わ）第[REDACTED]号　偽計業務妨害被告事件

被告人　[REDACTED]

罪状認否に関する弁護人意見

２０２０年１１月２５日

東京地方裁判所　刑事第４部　御中

主任弁護人　平野　敬

頭書事件に関し、起訴状に対する弁護人の意見は以下のとおりである。

第１　意見の趣旨

被告人には無罪判決が言い渡されるべきである。

第２　意見の理由

１　概要

本件は、被告人が２０２０年３月１７日におこなった２件のツイート（インターネット上のＳＮＳであるツイッターに対する投稿。以下総称して「本件各ツイート」といい、先行するものを「ツイート１」、後行するものを「ツイート２」という。）に関して、[REDACTED]神保町店に対する偽計業務妨害罪が問われている事件である。

被告人が本件各ツイートをおこなった事実自体については、弁護人としてもこれを争うものではない。しかし被告人には偽計業務妨害に関する故意が欠けており、また本件各ツイートは偽計業務妨害の結果を惹起する具体的危険性を欠くものであった。業務妨害の結果を生じたのは異常な因果関係によるものであって、被告人にこれを帰責するのは相当ではない。

よって構成要件を満たさず、罪が成立しない。

2　故意が欠けていたこと

偽計業務妨害罪には過失犯処罰規定がないため、その成立には少なくとも未必的な故意を要する。すなわち違法な結果発生に対する認容が必要である。。

被告人がツイート１を投稿した動機は言語学的な諧謔心に基づくものである。ツイート２は当時ツイッター上で流行語となっていた「濃厚接触」の語を冗談めいて用いたにすぎない。いずれにおいても、被害店舗の業務を妨害しよう、あるいは妨害する結果が生じてもかまわないという意思は存在しなかった。

被告人は注意欠陥多動性障害を患っており、思いついたことを衝動的に発言し、あるいは投稿してしまう傾向にある。本件各ツイートも衝動的に投稿されたものにすぎない。被告人において、かかるツイートに起因して違法な結果が発生することに関する認識・認容を見出すことはできない。

被告人は２０２０年６月から在宅での取調べを受け、当初故意を否認していた。ところが７月２９日、故意を否認したことを理由に逮捕された。同月３１日、幸いにも勾留請求は却下され、被告人は釈放されたが、いつ何時また逮捕されるかわからないという強い恐怖心を抱くに至った。８月、被告人はかかる捜査機関の執拗かつ強引な取調べに屈して、取調官の命じるままに故意を認める自白調書に署名することになったが、明らかに任意性を欠くものであった。

よって、被告人において故意が認められない。

3　ツイートが具体的危険性を欠いていること

（1）被害店舗の特定性

本件各ツイートには[illegible]神保町店の名称はいっさい現れない。もっともツイート２に添付された写真にはグラスが映っており、グラス側面に「[illegible]」のロゴマークが見える。

検察官の主張によれば、このロゴは[illegible]の各店ごとに色

が異なる。写真に映っているグラスのロゴは黒色であり、これは神保町店のものである。よってグラスのロゴから被害店舗が特定できるというものである。

ところが、かかる主張には２つの穴が存在する。

ア　黒いロゴは神保町店だけではない

[REDACTED]は都内及び関西に１１店舗を構えるチェーン店であるが、このうち[REDACTED]店と神保町店は同一の黒いロゴを使用している。のみならず、チェーン全体のロゴとしても黒いロゴを使用している。したがって、ツイート２添付の写真から神保町店を特定することはできない。

イ　ロゴの色の違いは一般に認識されていない

[REDACTED]各店のロゴ色が異なること、各店のグラスに印刷されているロゴは各店固有のものであることは、一般に広く認識されているとは言えない。ツイート２を閲覧した通常人において、「あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのような虚偽の事実」（公訴事実）を読み取ることは不可能である。

（２）本件各ツイートは冗談として閲覧者に受容されていること

ツイート１及びツイート２は独立の投稿であり、相互に関連はない。投稿時刻も１時間離れている。

ツイッターの閲覧者は何十人から何百人、ときには何万人もの投稿者のツイートを時刻順に閲覧しているから（いわゆるタイムライン）、投稿時刻の離れた複数のツイートはそれぞれ単体で解釈されるのが通常である。投稿者が複数のツイートを明示的に関連付ける投稿方法も存在するが、本件においてかかる方法は採用されていない。

投稿当時、被告人のツイートの閲覧者において、本件各ツイートをことさら批判し、騒ぎ立てる者はいなかった。被告人の普段の投稿内容からしても、ま

た当時のツイッターにおける状況に照らしても、冗談であることが明白だったからである。本件各ツイートを関連付けて「あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのような虚偽の事実」を読み取った者はいない。すなわち、本件各ツイートは、被害店舗に対する業務妨害の具体的危険性を伴うものではなかった。

本件が騒動となり、被害店舗が消毒等の行動を迫られたのは、氏名不詳の何者か１名が[黒塗り]のウェブサイトを通じて通報したことが直接の原因である。かかる通報がなければ、本件各ツイートは単なる冗談として人目を引かないまま埋もれていった。すなわち本件各ツイートから被害店舗における被害発生までの間には予見しがたい第三者の行動が介在しており、異常な因果関係をたどったものというべきである。

4　結論

以上により、被告人には罪が成立しない。

以上